

「理念」

この島に住む、安心の医療

(字：松田和久連合長)

まめなかの

発行責任者
隠岐広域連合立
隠岐病院長
隠岐の島町城北町

「理念」、「基本方針」を

策定しました!

隠岐病院「基本方針」

1. 人権尊重と住民本位の病院づくり
2. 医療完結性向上
3. 病病連携・病診連携の推進、役割分担の明確化、搬送方法の質向上
4. 保健医療福祉の一体的提供
5. 自己研鑽・実行
6. 健全経営

医療機能評価受審について

「地域から信頼される

病院を目指して」

皆様方には日ごろ隠岐病院をご利用いただきまして大変ありがとうございます。

今、日本は本格的な少子・高齢社会の到来や国・地方の財政状況の悪化に伴い、社会保障制度全般の見直しをおこなっています。医療を取り巻く環境も医療制度改革に見られるように医療費の削減を目的に医療提供体制や給付と負担の見直しなど医療を根幹から問う大きな変革期にあります。

隠岐病院を取り巻く現状も島根県、隠岐の島町の財政難から病院としても更に自立自助努力が求められております。隠岐病院としても、業務の見直し、事務事業の効率化、職員の理解を得ながら給料、手当てのカットなど、新病院建設にむけて財政基盤の確立や医療機能、医療の質の向上を目指しています。島後地区の唯一の公的医療機関として、皆様方の視点から病院をもう一度見つめ直し「愛される」、「信頼される」病院づくりに取り組んでいるところです。

具体的には、二年前から病院の行政上の位置づけ、役割を明確にしながら、病院の将来展望についてあらゆる角度から議論をおこない経営改革に向けた改革案を議会、職員組合に提案し、日々努力しているところです。結果として、十五、十六年度において赤字の額が十四年度に比べて半減する状況となっております。

今後は、国の医療制度改革の本格的なスタートに伴い、全国的により病院といわれる病院としての施設基準、療養環境、職員への研修、個人医療情報保護、財政基盤の確立等を総合的に判断する医療機能評価を受審(参考一)することといたしました。医療機能評価受審に向けては老朽化、狭隘化した施設では医療機能、療養環境などハード面での問題や隠岐病院の地域での役割、保健・医療・福祉の連携、医療の質の向上等のソフト面からの問題など認可は厳しいものになると想定しますが、医療提供の原点に返り、利用者の立場から隠岐病院の問題点や課題の改善にむけて受審を決意したところです。

次ページへ

医療機能評価受審に向けて病院としての根幹になる「理念」、「基本方針」、「職員倫理」、「患者様とのお約束」を策定しましたので「まめなかの」に掲載し、広く住民の皆様にも周知をはかり病院としての基本的な考え方をお知らせいたします。

一、理念

「この島に住む、安心の医療」

*隠岐の島に暮らすためには、安心して暮らせる医療を提供します。

二、基本方針

① 「人権尊重と住民本位の病院づくり」

・ 私たちは、人権を尊重しこの島に住む皆さま本位の病院を創ります。

② 「医療完結性の向上」

・ 私たちは、この島に必要な医療がこの島で提供できることを目指します。

③ 「病病・病診連携の推進、役割分担の明確化、搬送方法の質向上」

・ 私たちは、島内・島外の関係医療機関と密接に連携し安心、快適の医療ネットワーク

を創ります。
④ 「保健・医療・福祉の一体的提供」

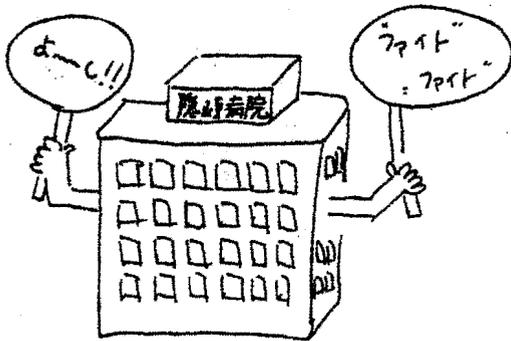
・ 私たちは、関係機関と協力し保健・医療・福祉一体的提供を常に考え実行いたします。

⑤ 「自己研鑽・実行」

・ 私たちは、常に新しい思想・知識・技術を求めて研鑽し実践します。

⑥ 「経営健全」

・ 私たちは、良き医療の安定的継続のため健全経営に努めます。



三、患者様とのお約束
(患者様の権利と義務)

隠岐病院は、「患者の権利宣言」(リスボン宣言)を尊重し、すべての患者様に次に掲げる権利と義務があることを確認いたします。

① 「良質な医療を受ける権利」

・ 患者様は医療行為のすべてにおいて、選択の自由と自己決定のもとに、公平で良質な医療を受ける権利があります。

② 「医療情報の説明とその保護の権利」

・ 患者様は医療に関する個人情報について、十分な説明を受けるとともに、その情報は保護される権利があります。

③ 「尊厳を得る権利」

・ 患者様は最新の医学知識に基づき、苦痛の除去と人間的な尊厳を得る権利があります。

④ 「患者様の義務」

・ 患者様は隠岐病院をより良くするために、病院職員と共同し病院が定めた規則を守る義務があります。

四、職員倫理

隠岐病院職員は、医療人としての職責の重大性を認識し、当院の理念・基本方針に基づき、左記の通り職業倫理を定めま

① 隠岐病院職員として、組織の規律を守り、担当業務を誠心誠意遂行するとともに、島の医療向上のために進んで職務に勤めます。

② 医療を受ける患者様の人格を尊重し、患者様の立場に立って心温かく接するとともに、医療内容やその他必要なことについてよく説明し、信頼を得るよう努めます。

③ 医療を受ける患者様のプライバシーを尊重し、職務上の守秘義務を遵守します。

④ 医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範を遵守します。

⑤ 生涯学習の精神を保ち、知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に努めます。

⑥ 隠岐のための良質な医療を安定的に継続するため、経営努力をつねに心がけます。

以上、今回医療機能評価受審に向けて策定しましたので、実践にむけて職員一丸となつて住民の皆様主体の医療提供を目指してまいりたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

参照一 医療機能評価と第三者による評価の必要性

一、医療機能評価機構とは
国民が適切で質の高い医療を安心して享受できることは、医療を受けら立場からは無論のこと、医療を提供する立場からでも等しく望まれているところです。国民の医療に対する信頼を揺るぎないものとし、その質の向上を図るために、病院をはじめめとする医療機関の機能を学術的観点から中立的な立場で評価し、その結果明らかとなつた問題点の改善を支援する第三者機関として、財団法人日本医療機能評価機構の設立となつた。

二、第三者による評価の必要性
病院をはじめとする医療機関が提供する医療サービスは、医師、看護師等様々な専門職種の職員の技術的、組織的連携によって担われています。医療の受

けてである患者様のニーズを踏まえつつ、質の高い医療を効率的に提供していくためには、組織体としての医療機関の機能の一層の充実・向上を図る必要があります。質の高い医療を効率的に提供するためには、医療機関の自らの努力が最も重要であり、そのため医療機関が自らの機能を評価する自己評価を実施していますが、こうした努力をさらに効果的なものにするためには、第三者による評価を導入する必要があります。

第三者評価の実施により、次のような効果が期待されます。

一、病院の自己評価による改善すべき目標もより具体的・現実的なものとなる。

二、職員が病院の現状の分析による問題点、課題点の共有化と組織的な活性化が図られる、

三、病院が地域における医療の信頼性を高めることができる。

四、他の医療機関への患者様の情報提供の均一化が図れる

五、職員の自覚により経営の効率化が図られる

皮膚科診療時間のお知らせ

4月25日(月)～10月31日(月)

毎週2回 月曜日、木曜日



診療時間

予約外の方 9:30～11:30

予約の方 12:30～14:30

高速船欠航時は、診療時間が変更となります。

平成17年4月から「個人情報の保護に関する法律」が全面的に施行されました。病院としても患者様が安心して医療サービスを受けていただくために、個人情報など安全に管理することがさらに求められています。個人情報保護について病院としての対応を下記の通り院内掲示をしていますのでお知らせいたします。

患者様の個人情報の保護について

当院では患者様に安心して医療を受けていただくために、安全な医療の提供と患者様の個人情報の取り扱いについて安全に管理しています。

1)個人情報の利用目的

当院では、下記の業務について個人の情報を収集しています。疑問な点につきましてはいつでも説明に応じます。

- ①医療提供業務②診療請求業務③病院管理運営業務④公衆保健衛生業務
⑤症例研修及び医療実習⑥行政機関への各種報告業務

2)カルテ開示

当院では、原則としてカルテの開示をおこなっています。

3)責任者の設置

当院では、患者様の個人情報を適正に取り扱うために責任者を置き、職員教育をおこなっています。

4)管理体制

当院では、患者様の個人情報への不正アクセス、紛失、改ざん及び漏洩を防止し安全な管理に努めています。

5)業者の選定

当院では、業務の一部について委託、請負、派遣業者をお願いしています。業者選定につきましては、患者様の個人情報が適切に処理されるように契約を取り交わしています。

6)個人情報の提出

当院では、患者様の健康及び生命を守るために、個人データを第三者に求められたときには、本人への情報提供の確認と必要以上の個人情報を保護するように努めます。

7)問い合わせ

上記の問い合わせについては、医事管理係まで問い合わせください。

平成17年4月1日

隠岐広域連立立隠岐病院長 笠木重人

「さあ新年度！」と気持ち切り替わる一方、今年の四分の一は早くも終わってしまいました。年始には、やってみたいことをいろいろと考えていたはずなのに、この数ヶ月で何をやってきただろう、と振り返るとあせる気持ちも生まれます。毎日を着実に過ごしていきたいと思います。

お知らせ
産婦人科の診療につきまして、五月以降も従来どおり常勤医師が診療することになりました。経過等については、改めてご報告いたします。大変ご心配をおかけいたしました。

あとがき

「全館禁煙」
について
当院では近々、
「全館禁煙」となり
ます。